

意見書第12号

後期高齢者医療費制度の抜本的見直しに関する意見書

75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が平成20年度4月からの導入に向け準備が進められている。

制度が始まれば、75歳以上の高齢者は現在加入している国保や健保ではなく、高齢者だけの独立した保険に組み入れられることとなり、家族に扶養されている方々を含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、その大多数が年金から天引きされることとなっている。

現在サラリーマンの子どもらの扶養家族で、保険料負担がゼロの75歳以上の高齢者は、来年4月から新たな保険料が必要になると考えられており、しかも、保険料は2年ごとに改定され、後期高齢者が増えるのに応じて、自動的に保険料が上がる仕組みとなっている。

本来、保険制度は、誰もが、どこでも、どんな病気でも安心して医療が受けられるために設けられているが、後期高齢者医療制度が導入されることにより、月額平均5,425円の保険料の新たな負担が生じるなど、75歳以上の高齢者にとってはこれまでの生活に一層の負担を課する制度となると考えられる。その上、診療報酬の引き下げで受診できる医療が制限されることも想定される。

よって、次年度の後期高齢者医療制度開始までに、負担の軽減等の見直しを求めるとともに、高齢者が安心して医療をうけることができる制度の構築を、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 医療費に対する国庫負担割合を引き上げること。
- 2 低所得者に対する保険料減免制度を設けること。
- 3 後期高齢者が必要で十分な医療が保障される診療報酬とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 福田 康 夫 様
厚生労働大臣 舩 添 要 一 様
財 務 大 臣 額 賀 福志郎 様